

平成27年第1回荅北町議会臨時会会議録（第1日目）

平成27年第1回荅北町議会臨時会は、平成27年2月6日荅北町議会議場に招集された。

1. 午前9時30分開会

2. 応招議員は次のとおりである。

1番	松本 良人	2番	廣田 幸英
3番	高戸 幸雄	4番	松野 重幸
5番	倉田 明	6番	石田 みどり
7番	野崎 幸洋	8番	浜口 雅英
9番	田嶋 豊昭	10番	山下 時義
11番	錦戸 俊春（副議長）	12番	山本 政人（議長）

3. 不応招議員 なし

4. 出席議員は、応招議員と同じである。

5. 欠席議員は、不応招議員と同じである。

6. 議会書記

事務局長 山口 仁人 書記 野田 寛子

7. 地方自治法第121条の規定により議案説明に出席した者は、次のとおりである。

町長	田嶋 章二	副町長	松野 茂
教育長	芦塚 博昭	総務課長	岡田 晴喜
税務住民課長	荒木 広之	土木管理課長	益田 大介
農林水産課長兼 農委事務局長	野田 尚之	企画政策課長	福田 忠輝
福祉保健課長	田尻 伸治	健康増進室長	山崎 敬一
水道環境課長	小林 和文	会計管理者兼 会計課長	大田 勝彦
教育課長	山崎 秀典		

8. 議事日程

日程第1 仮議席の指定

日程第2 議長の選挙

追加日程第 1 副議長の選挙

追加日程第 2 議席の指定

追加日程第 3 会議録署名議員の指名

追加日程第 4 会期の決定

追加日程第 5 議会常任委員会委員の選任

追加日程第 6 議会運営委員会委員の選任

追加日程第 7 議会広報特別委員会の設置及び委員の選任

追加日程第 8 天草広域連合議会議員の選挙

追加日程第 9 町長の所信表明

追加日程第10 議案第1号 請負契約〔志岐漁港臨港道路2号橋下部工新設工事〕の変更締結について

追加日程第11 議案第2号 請負契約〔上津深江港改修工事〕の変更締結について

追加日程第12 同意第1号 苓北町消防委員会委員の選任について

追加日程第13 閉会中の継続審査調査の件

追加日程第14 議員派遣の件

9. 議事の顛末

開会 午前9時30分

○**議会事務局長（山口仁人君）** 定刻になりましたので始めさせていただきます。

改めましておはようございます。議会事務局長の山口仁人でございます。本臨時会は、一般選挙後の初めての議会でございます。議長が選出されるまでの間、地方自治法第107条の規定によりまして、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。出席議員の中で山下時義議員が年長議員でございますので、御紹介を申し上げます。山下議員さん、議長席にお着きください。よろしく願いいたします。

○**臨時議長（山下時義君）** おはようございます。只今、ご紹介いただきました山下時義でございます。地方自治法第107条の規定によりまして、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしく願いいたします。

只今から平成27年第1回苓北町議会臨時会を開会いたします。本日の会議を開きます。

-----○-----

日程第1 仮議席の指定

○**臨時議長（山下時義君）** 日程第1、仮議席の指定を行います。仮議席は、只今の議席といたします。

-----○-----

日程第2 議長の選挙

○**臨時議長（山下時義君）** 日程第2、議長の選挙を行います。選挙は投票で行います。議場の出入口を閉めます。

(議場閉鎖)

[[議長]と呼ぶ者あり]

○**臨時議長（山下時義君）** はい。何ですか。

○**8番（浜口雅英君）** 選挙の方法に異議はありませんが、苓北町議会は苓北町で最も重要な組織です。これの代表者の選挙に当たって議長を志される議員は、議長就任に当たってその抱負、決意等を町民に伝えるべきではないかというふうに思いますが、いかがですか。

○**臨時議長（山下時義君）** それはですね、今から議長の選挙に入るわけですからですね、議長の、私は仮議長ですから、今から選挙をして新しい議長を決めていくんですよ。その後にならされた方が所信表明もされますでしょうし、私は今までの恒例に従ってですね、議事を進めていきますのでよろしく願いいたします。

はい、どうぞ。

○**8番（浜口雅英君）** 今までの恒例というのが一部の皆さんで、要するに町民の皆さ

んに誰と誰と誰が、あるいは誰さんが議長に立候補をされたと。あるいは議長になろうと
思っていたと、そのことが町民の皆さんには伝わってらんですね。それでその結果、
何か議会の中で一部の人で議長を決めてしまったというような状況があると思います。
ですから例えば私は前回のときもどなたに入れろばよかったですかという話をしました。
出てこんとですけど。ただ、家には何名かおいでいただきました、内々にですね。
私はやはりこういう議会の場で町民の皆さんに、どなたと、甲という方、乙という方、
丙という方、その方たちが苓北町の議会をどうしていきたいんだと、だから自分は議長
になりたいんだという話があって、私たちはその方の中から議長を選ぶと、それが選挙
じゃないかというふうに思います。決まった後の話じゃなかつです。決める前の話です。

○臨時議長（山下時義君） それではお諮りいたします。只今、浜口議員からですね、
それぞれご希望の方は立候補して、そしてそれがご意見を述べて、そして投票に入ると、
こういうお話でしょ。

○8番（浜口雅英君） そうです。

○臨時議長（山下時義君） はい。只今、今からですね、お諮りいたします。只今、浜
口議員の意見に賛成の方、起立をお願いします。

（賛成者起立）

○臨時議長（山下時義君） 起立少数です。よって、仮議長のですね、進行によって今
後の議事を進めていきます。

只今の出席議員は12名です。次に、立会人を指名します。

会議規則第32条第2項の規定によって、立会人を指名いたします。立会人に仮議席
1番の錦戸俊春君、2番の浜口雅英君、3番の山本政人君を指名いたします。

投票用紙を配ります。事務局長、投票用紙を配付してください。

（投票用紙配付）

○臨時議長（山下時義君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（山下時義君） 配付漏れなしと認めます。

これから行います選挙は、地方自治法第118条第1項の規定により、公職選挙法第
46条、第48条、第68条及び第95条第1項第4号並びに同条第2項の規定により、
これを準用いたします。したがって、投票は単記無記名で行います。

どうぞ、投票箱の点検を行います。

（投票箱の点検）

○臨時議長（山下時義君） 異常なしと認めます。

只今から投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順次に投
票をお願いいたします。事務局長、お願いします。

○**議会事務局長（山口仁人君）** それでは、投票の順番を仮議席の順に申し上げます。
なお、臨時議長は最後に投票をお願いいたします。1番、錦戸俊春議員、2番、浜口雅英議員、3番、山本政人議員、4番、高戸幸雄議員、5番、松野重幸議員、7番、廣田幸英議員、8番、倉田明議員、9番、野崎幸洋議員、10番、田嶋豊昭議員、11番、松本良人議員、12番、石田みどり議員、最後に、6番、山下時義議員。

○**臨時議長（山下時義君）** 投票漏れはありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○**臨時議長（山下時義君）** 投票漏れなしと認めます。

これより開票を行います。立会人の仮議席番号1番、錦戸君、2番、浜口君、3番、山本君の開票の立ち会いをお願いいたします。

事務局長、開票をお願いいたします。

(開票)

○**臨時議長（山下時義君）** 選挙の結果を報告いたします。投票総数12票、有効投票12票、山本政人11票、浜口雅英1票、山本政人11票、当選でございます。

議場の出入口を開きます。

(議場開鎖)

○**臨時議長（山下時義君）** 只今、議長に当選されました山本政人君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をいたします。当選人に発言を求めます。山本政人君。

○**議長（山本政人君）** 只今、議長にご選任をいただきまして、誠にありがとうございます。身に余る光栄と思います。この議長という職責は、私にとりまして大変大きなものというふうに思いまして、身の引き締まる思いでございます。私にとりましてはとても大きな大役であります。しかし、前議長をはじめ、先輩議員の皆さん、そして又同僚議員の皆さんのご指導とご協力をいただきながら、議会の円滑な運営に誠心誠意努力をしてみたいと思います。どうぞ皆様方のご指導とご鞭撻、重ねてお願い申し上げます。ありがとうございます。

○**臨時議長（山下時義君）** 山本議長、議長席にお着きください。これで臨時議長の職務は全部終了いたしました。ご協力ありがとうございました。

○**議長（山本政人君）** 改めましてどうぞよろしくお願いをいたします。

これより本会議の議事日程を追加したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○**議長（山本政人君）** 異議なしと認めます。ここで議事日程追加のため、しばらく休憩いたします。

-----○-----

休憩 午前9時50分

再開 午前9時54分

-----○-----

追加日程第1 副議長の選挙

○議長（山本政人君） 追加日程第1、副議長の選挙について。これより副議長の選挙を行います。選挙の方法は、投票により行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は、投票で行います。議場の出入口を閉めます。

(議場閉鎖)

○議長（山本政人君） 只今の出席議員数は12名です。投票に先立ち、会議規則第32条第2項の規定によりまして、立会人を指名します。立会人は3名といたします。立会人に、仮議席4番、高戸幸雄君、5番、松野重幸君、6番、山下時義君を指名します。

投票用紙を配付します。事務局長、お願いします。

(投票用紙配付)

○議長（山本政人君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 配付漏れなしと認めます。

これから行います選挙は、地方自治法及び公職選挙法の規定を準用することになっております。したがって、投票は単記無記名です。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

○議長（山本政人君） 異常なしと認めます。

只今から投票を行います。事務局長が議席番号と氏名を読み上げますので、順番に投票をお願いします。

○議会事務局長（山口仁人君） それでは、投票の順番を仮議席の順に申し上げます。なお、議長は最後をお願いします。1番、錦戸俊春議員、2番、浜口雅英議員、4番、高戸幸雄議員、5番、松野重幸議員、6番、山下時義議員、7番、廣田幸英議員、8番、倉田明議員、9番、野崎幸洋議員、10番、田嶋豊昭議員、11番、松本良人議員、12番、石田みどり議員、最後に、3番、山本議長、自席でお願いします。

○議長（山本政人君） 投票漏れはありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 投票漏れなしと認めます。これで投票を終わります。

これより開票を行います。立会人の仮議席4番、高戸幸雄君、5番、松野重幸君、6番、山下時義君、開票の立ち会いをお願いします。

事務局長、開票してください。

（開票）

○議長（山本政人君） 選挙の結果を報告します。投票総数12票、有効投票数12票、無効投票数0、有効投票のうち錦戸俊春君11票、浜口雅英君1票、以上のとおりです。したがって、錦戸俊春君が副議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

（議場開鎖）

○議長（山本政人君） 只今、副議長に当選されました錦戸俊春君が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。当選人に発言を求めます。錦戸俊春君、自席からお願いいたします。

○11番（錦戸俊春君） 只今の第16期議会議員の副議長として選任をさせていただきまして、誠にありがとうございました。副議長として大任を拝し、身に余る光栄でございます。又、同時にその責務の重さを痛感しております。議長を補佐し、公正かつ円滑な議会運営に努めてまいりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（山本政人君） ここで、議員懇談会開催のため、しばらく休憩します。

-----○-----

休憩 午前10時05分

再開 午前10時17分

-----○-----

追加日程第2 議席の指定

○議長（山本政人君） 休憩前に引き続き、本会議を再開します。

追加日程第2、議席の指定についてお諮りします。

議員の議席は、会議規則第4条第1項の規定によりまして、議長が定めることになっております。お諮りします。議長を12番、副議長を11番として、その他各議員の議席はくじで決めたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。議長12番、副議長11番を除いて、これよりくじを行います。事務局長、お願いします。

（くじを引く）

○議長（山本政人君） それでは議席を発表します。お手元に配付の議席表に各自ご記入ください。1番、松本議員、2番、廣田議員、3番、高戸議員、4番、松野議員、

5番、倉田議員、6番、石田議員、7番、野崎議員、8番、浜口議員、9番、田嶋議員、10番、山下議員、11番、錦戸議員、12番、山本でございます。

只今読み上げましたとおり、決定しました。議席の交代をお願いします。

-----○-----

追加日程第3 会議録署名議員の指名

○議長（山本政人君） それでは、追加日程第3、会議録署名議員の指名を行います。本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、1番、松本君、2番、廣田君を指名します。

-----○-----

追加日程第4 会期の決定

○議長（山本政人君） 追加日程第4、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日限りと決定しました。

-----○-----

追加日程第5 議会常任委員会委員の選任

○議長（山本政人君） 追加日程第5、議会常任委員会委員の選任についてを議題とします。

常任委員会委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定により、議長が指名することになっております。総務常任委員会、町民福祉常任委員会、建設経済常任委員会の各委員については、お手元に配付しております名簿のとおり指名します。

ここで、各常任委員会の委員長及び副委員長の選任をお願いします。委員長及び副委員長の選任は、委員会条例第7条第2項の規定により、委員の互選となっております。委員会の司会進行は年長委員の方をお願いします。会議場所は、総務常任委員会が議場で、町民福祉常任委員会が第2委員会室で、建設経済常任委員会が監査委員室でお願いします。それでは直ちに各常任委員会ごとに正副委員長の選任をお願いします。

ここでしばらく休憩いたします。

-----○-----

休憩 午前10時25分

再開 午前10時30分

-----○-----

○議長（山本政人君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

各常任委員長、副委員長が選任されましたので報告します。総務常任委員長、山下時義君、副委員長、浜口雅英君。町民福祉常任委員長、田嶋豊昭君、副委員長、錦戸俊春君。建設経済常任委員長、野崎幸洋君、副委員長、松野重幸君、以上のとおり選任することに決定しました。

-----○-----

追加日程第6 議会運営委員会委員の選任

○議長（山本政人君） 追加日程第6、議会常運営委員会委員の選任についてを議題とします。議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第6条第1項の規定によって、議長が指名することになっております。委員の定数は6名です。委員の定数には副議長を含みます。

それでは委員会条例第6条第1項の規定により、議会運営委員6名を議長が指名します。山下時義議員、松野重幸議員、錦戸俊春議員、田嶋豊昭議員、野崎幸洋議員、浜口雅英議員、以上6名を指名します。

それでは直ちに議会運営委員会の委員長及び副委員長の選任をお願いします。委員長及び副委員長の選任は、委員会条例第7条第2項の規定により委員の互選となっております。委員会の司会進行は年長委員の方をお願いします。会議の場所は第1委員会室でお願いいたします。

議会運営委員会の委員長、副委員長選任のため、しばらく休憩をいたします。

-----○-----

休憩 午前10時33分

再開 午前10時36分

-----○-----

○議長（山本政人君） それでは休憩前に引き続き、会議を開きます。

議会運営委員長、副委員長が選任されましたので報告します。議会運営委員長に松野重幸君、副委員長に野崎幸洋君、以上のとおり選任されました。

-----○-----

追加日程第7 議会広報特別委員会の設置及び委員の選任

○議長（山本政人君） 追加日程第7、議会広報特別委員会の設置及び委員の選任についてを議題とします。議会広報委員会は特別委員会でございますが、議会の委員会条例第5条で、特別委員会は必要がある場合において議会の議決で置くと定められております。

お諮りします。議会活動等を広く住民に周知するため、議会広報特別委員会を設置したいと思いますが、これに異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。議会広報特別委員会を設置することに決定しました。委員の数については、議会の委員会条例第5条第2項によって、議会の議決で定めることになっております。

お諮りします。議会広報特別委員会の委員の数を6人としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。議会広報特別委員会の委員の数は、6人とすることに決定しました。委員は、委員会条例第6条によって議長が指名することになっております。

お諮りします。各常任委員会から2名ずつ選出していただき、その方々を広報委員に指名したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。

ここで、各常任委員会からの委員選出のため、しばらく休憩します。それでは各常任委員会で協議をしていただいて、2名の選出をお願いいたします。

-----○-----

休憩 午前10時38分

再開 午前10時41分

-----○-----

○議長（山本政人君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

選任いただいた広報委員の氏名を申し上げます。浜口君、廣田君、田嶋君、石田君、高戸君、松本君、以上6名を広報委員に指名することに決定しました。

ここで委員長及び副委員長の選任のため、しばらく休憩いたします。どうぞ、今選ばれました6名の方々、集まっておいて委員長、副委員長の決定をお願いいたします。

-----○-----

休憩 午前10時42分

再開 午前10時46分

-----○-----

○議長（山本政人君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議会広報委員長、副委員長が選任されましたので報告します。広報委員長に浜口君、副委員長に田嶋君、以上のとおり選任することに決定しました。

-----○-----

追加日程第8 天草広域連合議会議員の選挙

○議長（山本政人君） 追加日程第8、天草広域連合議会議員の選挙を行います。天草

広域連合規約第8条に、天草広域連合議員は、関係市町の議会でこれを選挙するとなっております。定数は1人です。

お諮りします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推薦にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。したがって、選挙の方法は指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定しました。

これまで天草広域連合議会議員は、本町議会を代表する議長が務めてこられました。よって、天草広域連合議会議員に、私、山本を指名します。

お諮りします。只今、議長が指名しました私、山本を天草広域連合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。したがって、只今の選挙の結果、私、山本が天草広域連合議会議員に当選いたしました。会議規則第33条第2項の規定によって当選の告知をします。

この件につきましては、皆様のご指導をいただきながら務めさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

-----○-----

○議長（山本政人君） お諮りします。追加日程第9以降については、議案等の説明のため、執行部の出席を求めたいと思っておりますので、ここでしばらく休憩します。それでは準備のため11時10分まで休憩をいたします。

-----○-----

休憩 午前10時48分

再開 午前11時10分

-----○-----

○議長（山本政人君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

-----○-----

追加日程第9 町長の所信表明

○議長（山本政人君） 追加日程第9、町長の所信表明を議題とします。町長。

○町長（田嶋章二君） 所信表明を申し上げる前に、今回の選挙でご当選をなされました12名の議員さん方、誠におめでとうございます。今後とも議会と執行部、切磋琢磨しながら町民の幸せを願ひまして、大いにお互いに頑張ったいと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。又、山本議員の議長就任、錦戸議員の副議長就任、それぞれの委員長さん方のご就任、誠におめでとうございます。心から歓迎を申し上げます。

私は、今回の選挙に出るに当たりまして、今の国の問題につきまして、やはり地方が非常に疲弊をしていきつつあると。もう既に行き着いているような状況をどうするかということで、この課題を持って選挙戦に取り組ませていただきました。

私は、町長就任時、あるいはその以前からですね、「少子社会は国を滅ぼす」ということを挙げまして、子育て支援等にですね、力を砕いてまいりました。特に我々の世代のときには子どもさんが4、5人、あるいはもっとたくさんの家庭が当たり前でございました。ところが、やはり今、子どもさん方、お一人育てるのに大変なお金もかかると。そして社会情勢も非常に厳しくなっているということの中で、子どもさんができにくい、育ちにくい環境が深まってきております。

そういう中で私も相当、国・県、関係方面に少子化対策、少子社会対策を申し上げてきたところでありますが、やはりなかなか本格的に対応ができておりませんでした。

それが昨年5月の前の総務大臣であられる増田さん、この方のグループが消滅都市なることを発言なさいました。天草2市1町もゆくゆくは消滅するんだということに入っているようでございます。それは、1つにはお子さんが生まれる数が少なくなった。いわゆる合計特殊出生率っていうのがどんどん下がっていつているということで、いわゆる生産人口、あるいは子どもさんをお生みになられる人口がどんどん減っていく。このことをどうするかということでありました。だから私の考え方と割と近かったわけですが、国もですね、ようやくともう本格的にやらないと、この日本国家は大変なことになると。

そこで併せまして、私はどうしてそういうことになったのかということをお考えするときに、やはり地方、これはもう全国ですが、やっぱり若い方たちが就職できる職場が少なくなってきた。その上に農業、漁業も疲弊をしてきているということでございます。そういうことの中で職場作りは今までも挑戦をしてまいりました。なかなかうまくいかない。その原因はいろいろあるかと思ひます。

1つにはやはり天草にはしっかりした企業が進出されるだけの土地、水、そして交通インフラがなかったということでございますが、それで今までのようなやり方では当然、今までの二の舞になってくるということでございますので、1つには、やはり地方にないもの、そして都会にないもの、これをマッチングさせることでそういったことの穴埋

めをですね、できていけるんじゃないかと考えたわけでございます。

1つは、地方にないものは若い方々の職場。都会に足りないものっていうのがあるんですね、たくさん。その1つにやはり高齢者の介護施設でございます。このことはですね、高度成長期に地方から出て行ってしっかり頑張っておられた方が定年退職なさって、いつかは自分が造った家なりで悠々自適をしておられました、いざ都会で介護施設に入るとなると、やはり都会にはそれ相当の土地の値段がいたしますので、待機者が出てきます。どうしても数が足りない、その待機者の数がというと、首都圏でも2、3万人は正式に登録されている人でもいらっしゃる。そういうことを考えますときに、その方たちの出身地にですね、介護施設、帰ってきていただければ、もっと枠を広げてもらえば配偶者の方の出身地でも構わないと思うんですけども、そういうことを法律も変えていただいて、ぜひ地域の介護施設に入ってください。そしてその方たちの面倒を見るのが地域の若い方々であると。そこで若い人たちの職場がですね、できていきます。これをですね、いろんな壁はありますが、しっかり国に認識をしていただいた中でその法律、制度、変えていただいて、変えていただいた上でぜひ今、申し上げたようなことを実現していきたい。これがまず第1ですね。

又もう1つ、その定住人口を増やすということになりますと、やはり先程申し上げましたように、土地とか水とか天草は足りない。それを逆手に取りましてですね、天草の周りはみんな海です。その海を活用して今、国際的に漁獲制限が掛けられているクロマグロ、これの養殖基地を造りたいと。今、そういった面でその企業との折衝もしております。

大きな課題がございます。1つはクロマグロの漁獲制限がですね、やはりどんどんどんどん近海にまで迫ってきているということ。それと今までマグロの養殖がありました、それはマグロの子ども、ヨコワから育てる養殖でありまして、これはこれで継続をしていきますが、ヨコワの漁獲制限もあっておりますし、ヨコワからつくる養殖はいけすの許可をしないというのが国の方針になっております。卵からの養殖であれば、孵化をしてする養殖であればいけすを認めるということでございますので、今、その卵からのやつもニュースには非常に大きく出て、いかにももう商業ベースに乗っているかのように見えるようなことが言われております。この前も10日ぐらい前、熊日新聞にも五島でできた、卵からできたマグロが寿司のチェーン店に出荷されたと載ってございました。ただ、まだ商業ベースに乗るだけにとっておりません。私も何回も水産庁にも行きました、そのことについての打ち合わせをいたしておりましたが、まあ1年ということじゃ無理かもしれんけど、この2、3年の間には商業ベースに乗るような力を入れていくということを水産庁長官も申しておられました。そういうことになってくれば、今、折衝している企業も志岐漁港を基地にして出て来たいと。その企業であれば漁業関係の方た

ちも受け入れは十分に認識をしていただいております。そういうことで、ここで7、80名の方々の雇用が可能になってくるということでございます。

又、交流人口の拡大もしっかりとやっていかなければなりません。観光事業産業ですね、今、それが追い風になってきているような状況です。1つには、長崎の教会群が日本の世界遺産の推薦候補になっています。来年しっかりと審議をしていただいた上で、その世界遺産に登録される、そういうことが考えられますので、その長崎の教会群の1つに崎津集落が入ってます。崎津と長崎の教会群を結ぶ最短距離が富岡茂木航路であります。まあそういうことを考えるときに苓北町の魅力度もぐっと上げて、上げる中で泊まっていただけ、あるいはお昼でも食べて散策をしていただけるようなことを今、計画をしているところでもございます。

又、今、子どもさん方、サッカー、そして高齢者の方々、グラウンドゴルフ、これは芝生の場でやるっていうのが非常に今、好感を持たれておりまして、グラウンドゴルフなども芝生のグラウンドゴルフがあって、温泉があって、おいしいものがあるところに大会をやればたくさん集まってこられるということでございます。そして、子どもから大人までのサッカーの交流、諸々そういうことを進めていくのであれば、又1つの大きな観光になります。そこで又、その事業をなさる方の後継者も出てくるわけでございます。又、消費も伸びてくるわけでございますから、農産物、水産物等々も消費が増えてくる、そういうことが考えられます。

そういった意味で今後ともですね、全てにわたって職場ができて、今度は大半の方に結婚をお勧めして、そして又、子どもさんができれば少子化対策、子育て対策をしっかりやっておりますので、それで又、子どもさんたちが増えていく。こういう好循環をぜひ生み出してまいりたいと考えております。

こういうことを選挙のとき申し上げようということでビラを作っておりましたが、1日だけしか回りませんでしたので、町民皆さん方にも全て行き渡ったとは言えません。そういうこともございますので、今後とも議員の皆様方にもしっかりご説明もしながら、ご指導、ご協力もお願いしてこういう寂しくなった我が町、そして全国津々浦々、我が町に類似したようなところが大半でございます。そしていうなればあと50年後に日本の人口を1億人を維持したいと。維持することができないと日本全体の発展が見えなくなってくるということもございますので、そういうことを含めて我々も頑張っていきたいと。特にふるさと介護と呼んでますけど、これは苓北町だけにとどまらない問題でございます。全国どこにでもそういう出身者がいらっしゃるわけでございますので、ぜひこのことについては国にも理解をしていただきまして、ぜひ実現をさせていきたい。こういうことを考えながら4年間の責務を務めさせていただきたいと考えております。どうぞよろしくご指導のほど、ご理解のほどをお願いを申し上げまして、所信表明に代え

させていただきます。ありがとうございました。

-----○-----

**追加日程第10 議案第1号 請負契約〔志岐漁港臨港道路2号橋下部工新設工事〕
の変更締結について**

○議長（山本政人君） それでは、追加日程第10、議案第1号、請負契約〔志岐漁港臨港道路2号橋下部工新設工事〕の変更締結についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。農林水産課長。

○農林水産課長（野田尚之君） 議案第1号、請負契約〔志岐漁港臨港道路2号橋下部工新設工事〕の変更締結について。

平成26年7月14日、議案第300号により議決された下記工事請負契約を変更締結するものとする。平成27年2月6日提出、荅北町長、田嶋章二。

記、1、工事名、志岐漁港臨港道路2号橋下部工新設工事。2、契約の方法、指名競争入札。3、契約金額、当初1億1,977万2,000円。変更、113万273円、合計1億2,090万2,273円。4、契約の相手方、天草郡荅北町志岐30番地、株式会社横山建設、代表取締役、横山森茂。

提案理由。地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があるためでございます。

補足説明をさせていただきます。工事の変更内容については、新設する橋台と隣接する既設護岸等の施設の3カ所に、橋台への取り付けと既設構造物の補強のために付帯構造物の場所打コンクリート擁壁を追加するものと、それに伴います構造物取り壊し工増量と処分費が増額したものでございます。関係図面を添付しておりますので、それによりご説明いたします。

次のページをお開きください。付帯工事計画平面図でございます。図面の上の方が海側になります。図面の左側のA1橋台が紺屋町側の橋台で、右側のA2橋台が浜之町側の橋台でございます。赤い部分が追加する部分でございます。紺屋町側A1橋台に1カ所、浜之町側のA2橋台に2カ所、コンクリート擁壁を追加施工いたします。

次のページをお開きください。紺屋町側A1橋台の図面です。赤い部分1カ所がコンクリート擁壁で1.9m追加施工します。

次のページをお開きください。浜之町側A2橋台の図面です。赤い部分2カ所がコンクリート擁壁で1.1mと1.7m、それぞれ追加するものでございます。

以上、直接工事費73万6,358円の追加工事となります。工期は、当初契約と同じく平成27年3月20日を予定しております。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（山本政人君） 今から質疑を行います。質疑はありませんか。はい、どうぞ。

○6番（石田みどり君） 石田みどりでございます。工事を請け負う場合ですね、一応見積りをしますよね。だから見積りをして工事を進めるわけなんですけども、これは追加工事ということなんですけども、初めにこの工事がわからなかったのかどうか、そこら辺をちょっとご説明をしていただきたいなというふうに思いますけど。

○議長（山本政人君） 課長。

○農林水産課長（野田尚之君） 追加工事を変更する場合は、工事契約約款に基づきまして工事の追加工事の契約をいたします。それと今回の工事の場合は、施工箇所が橋台と既設構造物への取り付けもありますが、追加箇所が矢板打込工を施工した箇所でもありまして、振動等により既設構造物への影響や既設構造物自体の老朽、その補強のためにも勘案いたしまして追加工事を決定いたしました。

○議長（山本政人君） よろしゅうございますか。石田君。

○6番（石田みどり君） 初めにそこら辺はわかってなかったのをごさいますしょうか。

○議長（山本政人君） 課長。

○農林水産課長（野田尚之君） 矢板打込工でちょうど追加する箇所がそこに当たりますので、どうしても鋼矢板をですね、打ち込む架設工を実施する過程で、その既設構造物にどれだけ影響を及ぼすかということなかなか把握することが難しかったもので、今回の変更になった経緯がございます。

○議長（山本政人君） よろしゅうございますか。他にございせんか。はいどうぞ、浜口君。

○8番（浜口雅英君） この橋板にはRがかかっていますね。これはやっぱり私も当初のときにそういう質問をすべきだったというふうに思いますが、ここにRをかけることによってそういう橋台も若干、より強度を求めるとか、複雑な形にならざるを得なかったという部分があつとじゃなかかと思いますが、この橋板を直線でやるということは当初検討はされなかったんでしょうか。

○議長（山本政人君） 農林水産課長。

○農林水産課長（野田尚之君） 只今の質問に対しては、当初浜之町側と紺屋町側の位置をまず決定をいたしまして、それに合わせた法線のところで計画いたしました。それで直接、直線にする方向というのはまず、護岸の位置を決めましてそれを計画いたしましたので、Rの直角の検討はしておりません。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） 今更出来上がったものについてですね、今更言うのはちょっとおかしい部分もありますが、我々も本来ならばこの設計のあり方、請負契約のあり方についてもっと詳しいチェックを入れるべきだったのかもしれないんですが、今後はそういう

長期的な、まあこれも浜之町裏の道路がずっとありますよね、釜からですね。今度明神山の集落の背後から紺屋町にかけての道路も計画されておりますので、今後はできるだけ簡単な構造で、ということが事業費も安くなりますので、できるだけ簡単な構造で公共工事ができるような、そういう検討をですね、してほしいと思います。

○議長（山本政人君） 他にありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 他に質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。議案第1号、請負契約〔志岐漁港臨港道路2号橋下部工新設工事〕の変更締結についてを採決します。

本案は、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。したがって、請負契約〔志岐漁港臨港道路2号橋下部工新設工事〕の変更締結については、原案どおり可決することに決定しました。

-----○-----

追加日程第11 議案第2号 請負契約〔上津深江港改修工事〕の変更締結について

○議長（山本政人君） 追加日程第11、議案第2号、請負契約〔上津深江港改修工事〕の変更締結についてを議題とします。提案理由の説明を求めます。土木管理課長。

○土木管理課長（益田大介君） 議案第2号、請負契約〔上津深江港改修工事〕の変更締結について。

平成26年7月14日、議案第301号により議決された下記工事請負契約を変更締結するものとする。平成27年2月6日提出、荅北町長、田嶋章二。

記、1、工事名、上津深江港改修工事。2、契約の方法、指名競争入札。3、契約金額、当初、1億2,538万8,000円、変更減額55万6,631円、合計1億2,483万1,369円。4、契約の相手方、天草郡荅北町志岐234番地1、株式会社レイジュウ、代表取締役、植里幸太郎。

提案理由。地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があるためでございます。

補足説明をさせていただきます。今回の工事につきましては、昨年の7月14日議会の議決を受けまして、上津深江港湾改修工事として工事を実施してまいりましたが、工事施工にあたり変更が生じたので変更契約の議決をお願いするものです。主な変更

内容につきましては、添付資料によりまして説明させていただきます。

次のページをお開きください。まず変更事由の①、この図面で赤で囲んでいる部分でございます。既設の根固めブロック撤去処分費の増額変更でございます。当初、既設の根固ブロックの厚さを0.65mから0.885mとしておりましたが、実際の厚さは0.885mでありましたので、実績によりまして撤去費用を15万103円増額するものです。

2番目、これにつきましては交通誘導員配置の実績によります減額でございます。交通誘導員につきましては、当初設計では104日間予定しておりましたが、実績日数が33.5日となったため95万5,249円減額するものです。

3番目としまして、単品スライドによる単価補正による増額でございます。この制度は荅北町公共工事請負工事約款第25条第5項の規定にしております工期内の設計後に資材が社会情勢の変化等により変動した場合、単品の価格差を修正するため補正するものでございます。コンクリート価格が平成26年7月の設計時に比較いたしまして、工事契約後の10月から1m³当たり1,000円高くなったことによりまして、24万8515円増額するものです。

以上によりまして、55万6,331円の減額となるものです。なお、工期は当初設計と同じく平成27年2月27日でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（山本政人君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。ありませんか。浜口君。

○8番（浜口雅英君） まず1番目に、1億2,500万に対して55万円の変更ですね。これは変更率は何%になりますか。1億2,000万ぐらいの場合でも請負契約をしなければならないということになってくるんですかね。それが1つです。

それから先端に消波ブロックを複数設置されておりますが、あの消波ブロックの形は今まで見たことがないような形の消波ブロックが設置されております。その消波ブロックの実績はどのようなものがあるんでしょうか。

それから先端にフラットになった部分が堤防の先端にあります。あれは既設の部分ともう既に5cmぐらいの差があります。あれは発注者の工事現場監督は確認をしているのか、いないのか。

それからこれは設計変更とは関係ありませんが、堤防の途中にずっと堤防の先端の電灯線を配線するために途中に電柱がありますが、その何箇所かは根元が既に腐食していつ倒れても構わないというような状況がありますが、それは設計変更とは別ですが、管理として上津深江港の管理の立場でそういうものをどうしていくのか、お尋ねします。

○議長（山本政人君） 副町長。

○副町長（松野 茂君） 浜口議員のまず1番目の議会の議決に付すべきことですが、地方自治法の中で決められておまして、それで町の条例で議会の議決事項となっております。もしこれが1%とかそういう特別に決める場合は議会の中の条例を改正をしなければなりません。そういうことで5,000万円以上の請負契約の金額の変動があった場合には、議会の議決事項となっておりますので、現段階では出させていただきます。

○議長（山本政人君） 土木管理課長。

○土木管理課長（益田大介君） この消波ブロックの4 t型につきましては、今回、苓北町におきまして初めてしたわけですが、そういう状況です。今回、このブロックにつきましては、経済比較等を勘案した上でこの空隙率と勘案した上で決定をいたしましたところ。非常に経済的であるということで採用いたしました。

それからこの照明灯につきましては、確かに今、浜口議員がおっしゃられるとおり腐食しているところがございます。これにつきましては、先日も確認いたしまして、今後これにつきましては修繕等で対応していきたいと思っております。

それからこの上部工の5 cm、これにつきましては再度質問をお願いいたします。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） この質問は回数の中に入れてください。先端のフラットになっている部分に段差があるという部分ですね。あれは既設の堤防がありますが、その先に多分この図面でいくとどれになるんですかね。12.8 mの寸法が、これ大体図面が見にくいですね。しかも平面図だけでしょ。やっぱりせめて断面図ぐらい入れて、そして上から見ればこの図面なんですと、横から見たらこういう形になるんですと。それから当然この中には一番メインであった消波工の形は、設置のブロックの形はこういうふうになりましたというふうな資料を付けるべきじゃないですか。これじゃもうどっちみち通つとやっけんという気持ちで出しよつとじゃなかですか。そういう考え方はやめてください。

いや、これは、資料これだけじゃそうしか受け取れんですよ。これを2、3日前に見せてもらってですね、今説明を受けても、そういうことですので、今後資料はよろしく願います。今のとだけで1つ終わりですかね。

○議長（山本政人君） 土木管理課長。

○土木管理課長（益田大介君） すみません、当初請負契約の締結のときには図面を付けさせていただいておりますので、今回は図面は付けておりません。又、今回は特にこの上部工等の変更等がございませんでしたので、もうその辺につきましては付けていなかったということでございます。

○議長（山本政人君） 浜口君。

○8番（浜口雅英君） まず、5,000万円以上が議会に諮る対象なんだということは重々理解していますが、私が最初お尋ねしたのはですね、これからもう全く発注者の勝手な言い分なのかわかりませんが、請負額が1億2,000万円ぐらいあれば50万円ぐらいの変更は1つ、それも請負契約の変更として取り扱うべきなのかということをお尋ねしたわけです。契約上からいけば、約款からいけば1円でも契約変更があった場合はそれはするんだということになるのかどうか、そこら辺をちょっと確認をさせていただきます。

○議長（山本政人君） 副町長。

○副町長（松野 茂君） 今、大変失礼しましたけど、1円でも今の地方自治法の中で条例の中ではやるというようなことになっておりますので、よろしくお願いします。

○8番（浜口雅英君） 終わります。

○議長（山本政人君） 他にありませんか。松本君。

○1番（松本良人君） 一部、浜口議員と重複するところがあると思いますけど、確かにこの図面を見てもですね、私たちどこが変更になってるのか、どういった形で変更になってるのか、全然わからんわけですね。例えば赤で書いてあるところだと思えますけれども、元の延長がどれだけだと。今後の実際の延長がこうだというようなことの、そういう書き方をぜひお願いしたいと思います。これを見てもですね、私かなり昔建設課の経験がございますけれども、見てわかりません。これを見ても全然わかりません。

それからもう1つですね、何か延長が幾らか幅が少なくなったから減額になったんだというようなことございましたけれども、陸上であれば当初からそこら辺はわからなかったっでしょうかね、当初設計の段階において。業者さんに見れば減額になるということは、やっぱり相当契約の面とか何かですね、大変だと思います。そこら辺が当初から確認できなかったのだろうかということをご質問します。

○議長（山本政人君） 土木管理課長。

○土木管理課長（益田大介君） 只今、松本議員からご質問ありました図面につきましての説明がちょっと私、不足しておったかもしれませんが、まず今回のこの根固めブロックの赤で囲んでおりますブロック、根固めブロックが4個ございます。図面を見ていただければ下の方から1、2、3、4ですね、あります。この根固めブロックの寸法は2m掛ける3mの、厚さが65cmの分が上と下で合わせまして2個ございまして、それからこの真ん中に2個ありますが、当初設計で4.29mの長さで幅が2mで厚さが65cmとあったわけで、それが2個あったわけですが、これにつきまして根固めブロックの厚さが当初65cmぐらいあったのが、実際取り壊しをして現実に工事をしたところ88.5cmあったということによりましてブロックの取り壊し量が増えたという、その分の増額でございます。

これは当初からわからなかったかということにつきましては、当初は港湾台帳等で海の中にあるものでございますので、この台帳で厚さ、深さを算定しておったわけですが、実際現実に取り壊す中にありましたところ88.5cmという厚さが厚くなったということで、これにつきまして当初でわからなかったということで、変更で対応をしているところでございます。以上です。

○議長（山本政人君） 松本君。

○1番（松本良人君） すみません、余り説明が理解できなかったんですけども、方塊を据えたということですか。（「根固めブロック」と呼ぶ者あり）根固めブロック。（「方塊ブロック」と呼ぶ者あり）そのブロックを場所打ちじゃなくて、ブロックを据えたということですか。

○議長（山本政人君） 土木管理課長。

○土木管理課長（益田大介君） これは、まずこれを取り壊して、撤去した後に今度方塊ブロック、又、寸法の大きなブロックを設置するものです。ですからこの既設、今据えてあるこのブロックを取り壊さないとおの方塊が据えられませんので、今回、この分についての取り壊しの分の増額ということで変更するものです。

○議長（山本政人君） 松本君。

○1番（松本良人君） 要するに据えたじゃなくて、取り壊す、設置しているところの幅が少なかったということで、まだ据え付けてないということですか。もう据え付けてあるということですか。

○議長（山本政人君） 土木管理課長。

○土木管理課長（益田大介君） これはもともと根固めの現場で据え付けてあった分を取り壊す分の当初の設計よりも実際の取り壊しの撤去の量が増えたということで、その分を今回増額でしたわけでございます。その撤去した後に新たに志岐の漁港で造った方塊ブロックを据えるということでございます。ですから取り壊しの量の変更でございます、今回の増額は。

○議長（山本政人君） よろしいですね。

○1番（松本良人君） わかりました。こういうことがですね、一目で見れるような、わかるようなですね、作り方をぜひお願いして終わります。

○議長（山本政人君） 他に質疑はありませんか。ありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。議案第2号、請負契約〔上津深江港改修

工事]の変更締結についてを採決します。

本案は、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。したがって、請負契約〔上津深江港改修工事〕の変更締結については、原案どおり可決することに決定しました。

-----○-----

追加日程第12 同意第1号 苓北町消防委員会委員の選任について

○議長（山本政人君） 追加日程第12、同意第1号、苓北町消防委員会委員の選任についてを議題とします。

お諮りします。本件については、議案の中の名簿に記載してあります4名の議員が、地方自治法第117条の規定による除斥に該当しますが、同条の但し書きの規定により議会の同意があれば会議に出席し、発言することができるとなっています。よって、議会の同意を得たいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。よって、退席は求めません。ただし、採決に加わることはできませんので念のため申し上げます。提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（田嶋章二君） 同意第1号、苓北町消防委員会委員の選出について。

苓北町消防委員会委員に下記の者を選任したいので、苓北町消防委員会条例第4条の規定により、議会の同意を求めるものでございます。平成27年2月6日提出、苓北町長、田嶋章二。

廣田幸英、浜口雅英、松野重幸、松本良人、このご四方の選任について、ご同意のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（山本政人君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 討論なしと認めます。

これから追加日程第12号、同意第1号、苓北町消防委員会委員の選任についてを採決します。

お諮りします。廣田幸英君を苓北町消防委員会委員に選任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。したがって、廣田幸英君を苓北町消防委員会委員に選任することに決定しました。

お諮りします。浜口雅英君を苓北町消防委員会委員に選任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。したがって、浜口雅英君を苓北町消防委員会委員に選任することに決定しました。

お諮りします。松野重幸君を苓北町消防委員会委員に選任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。したがって、松野重幸君を苓北町消防委員会委員に選任することに決定しました。

お諮りします。松本良人君を苓北町消防委員会委員に選任することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。したがって、松本良人君を苓北町消防委員会委員に選任することに決定しました。

—————○—————

追加日程第 1 3 閉会中の継続審査調査の件

○議長（山本政人君） 追加日程第 1 3、閉会中の継続審査調査の件を議題とします。

総務常任委員長、町民福祉常任委員長、建設経済常任委員長、議会運営委員長、議会広報委員長から会議規則第 7 5 条の規定によって、閉会中の継続審査調査の申し出がありました。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査調査とすることに決定しました。

—————○—————

追加日程第 1 4 議員派遣の件

○議長（山本政人君） 追加日程第 1 4、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。お手元に配付のとおり、議員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本政人君） 異議なしと認めます。したがって、別紙のとおり議員を派遣す

ることに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

平成27年第1回荅北町議会臨時会を閉会します。どなた様も大変お疲れ様でございました。

-----○-----

閉会 午前11時57分

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

荅北町議会臨時議長

荅北町議会議長

署名議員

署名議員